

2020年6月22日

総務大臣 高市早苗 様

全日本教職員組合
中央執行委員長 小畑 雅子

2021年度公立学校教員採用選考試験における
新型コロナウイルス感染症への対応についての緊急要請書

新型コロナウイルス感染拡大が収束しない中で、子どもたちのいのちと健康を守り、子どもたちの学習権保障にご尽力されていることに敬意を表します。

5月25日に緊急事態宣言が全国で解除され、各地で学校再開が始まっています。こうした中で、6月20日の高知県を皮切りに全国の各都道府県・政令市で教員採用試験が開始されます。多くの教育委員会の通知・連絡には「新型コロナウイルス感染症などに罹患し治癒していない方」や「発熱・咳などの風邪症状のある方」、「14日以内に保健所から濃厚接触者と判断された方」に当日の受験を「控えてください」とあり、「これを理由とした欠席者向けの再試験は予定していない」ことが記されています。

総務省は3月10日、「地方公共団体の職員採用における新型コロナウイルス感染症への対応について」を発出し、「受験者が感染者や濃厚接触者となった場合等の受験困難者に対する再試験の検討等柔軟な試験日程の配慮」を求めるなど、地方公務員の採用試験に関する対応を各自治体に求めています。

また、文科省も3月11日に事務連絡を発出し、総務省の通知を添付して「受験者が感染した場合又は感染が疑われる場合等における受験者の就職機会の確保を図る観点から、各地方公共団体の実情に応じ、配慮いただくようお願いします」としています。

こうした通知が出されているにもかかわらず、教育委員会によって「受験困難者に対する再試験等柔軟な試験日程の配慮」がされていないのはきわめて重大な問題です。感染拡大防止の観点からも、再試験等を行うなど最大限の配慮が必要です。

いま新型コロナウイルス感染拡大防止のための分散登校や少人数授業などに多くの教職員が必要です。次年度以降も今以上に教職員が必要となることは明らかです。そのためにも今年度の採用試験で多くの採用を行う必要があります。にもかかわらず、受験困難者の受験機会を奪うということはまったく矛盾した対応です。

以上のことから、2021年度公立学校教員採用選考試験について下記の通り要請します。

記

1. 新型コロナウイルス感染について、受験者個人に自己責任を押しつけ、一方的に受験機会を奪うようなことはしないこと。あらゆる手段を講じて受験できるよう都道府県・政令市教育委員会に指導助言すること。
2. 発熱・咳がある場合も、別室受験等で対応するよう、都道府県・政令市教育委員会に指導助言すること
3. 感染者や濃厚接触者、感染の疑いがある受験者が、当日の受験を控えた場合、再試験等の措置を講じるよう都道府県・政令市教育委員会に指導助言すること。

以上